

平成25年11月28日

岩手労働局発表

報道関係者 各位

岩手労働局労働基準部賃金室

(担当) 賃金室長 藤本 行 男  
室長補佐 鈴木 千 春

(電話) 019 - 604 - 3008

### 岩手県特定(産業別)最低賃金が改正されます。

岩手労働局長(弓 信幸)は、平成25年11月28日(木)、岩手県特定(産業別)最低賃金を改正することを官報に公示しました。

これにより、岩手県特定(産業別)最低賃金は、下記のとおり改正されます。

なお、全産業の全ての労働者に適用される岩手県最低賃金は、665円に改正され、平成25年10月27日に発効されています。

#### 記

岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金 時間額 740円(現行728円) 発効日 平成25年12月28日
岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 時間額 718円(現行709円) 発効日 平成25年12月28日
岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金 時間額 729円(現行717円) 発効日 平成25年12月28日
岩手県各種商品小売業最低賃金 時間額 729円(現行720円) 発効日 平成26年2月1日
岩手県自動車小売業最低賃金 時間額 751円(現行739円) 発効日 平成25年12月28日